

平成29年度社会福祉法人指導監査結果

1. 指導監査実施法人数 5法人

2. 法人別指導監査結果

※検査実施順

法人名	社会福祉法人 藤の実会
指導検査実施年月日	平成29年10月19日
文書による指摘の有無	有
文書による指摘の内容	(1)会計基準省令に適合した経理規程となるよう、東社協モデル経理規程等を参考に全面的に見直しを行うこと。
改善状況報告書提出の有無	有(平成29年12月25日)
是正状況	改善済み

法人名	社会福祉法人 愛信福祉会
指導検査実施年月日	平成29年11月1日
文書による指摘の有無	有
文書による指摘の内容	(1)報酬等の支給基準の改正には評議員会の承認が必要だが、規程が不備なので改正すること。 (2)会計基準省令に適合した経理規程となるよう、東社協モデル規程等を参考に全面的に見直しを行うこと。
改善状況報告書提出の有無	有(平成30年2月28日)
是正状況	改善済み

法人名	社会福祉法人 多磨育成会
指導検査実施年月日	平成29年11月16日
文書による指摘の有無	有
文書による指摘の内容	(1)定款施行細則を、社会福祉法の改正に対応した規程に改めること。 (2)理事会の招集通知が期限までに発出されていないので改めること。 (3)議事録署名人が不適切なので、理事長及び監事が署名すること。 (4)定款、役員等報酬支給基準及び役員等名簿を、インターネットの利用により公表すること。 (5)代表者変更登記を行うこと。 (6)経理規程を作成し、理事会で議決すること。また、経理規程案は、評議員会の議決項目等、法や定款に対応した規定に修正し、併せて全体的に用語等の整理を行うこと。
改善状況報告書提出の有無	有(平成30年2月27日)
是正状況	改善済み

法人名	社会福祉法人 ゆいのもり福祉協会
指導検査実施年月日	平成29年12月7日
文書による指摘の有無	有
文書による指摘の内容	(1)評議員会・理事会の招集通知には、発出日及び発信者名を記載すること。 (2)報酬規程の改正は、「評議員会の承認」を得る規定に改正すること。 (3)会計基準省令に適合した経理規程となるよう、東社協モデル経理規程等を参考に全面的に見直しを行うこと。
改善状況報告書提出の有無	有(平成30年1月18日)
是正状況	改善済み

法人名	社会福祉法人 ゆりかご会
指導検査実施年月日	平成30年1月18日
文書による指摘の有無	有
文書による指摘の内容	(1)評議員選任・解任委員会の議長を理事長が、また、評議員会の議長を常任理事が務めているが、いずれも改正社会福祉法の趣旨に反するので、当該委員の中から議長を選出して会議の運営を行うこと。 (2)評議員会の招集について、理事会で決議されていないので、必要事項を理事会で決議すること。また、招集に当たっては、必要事項を記載した招集通知とともに、議案等の必要書類を同封すること。 (3)定時評議員会で、改正社会福祉法に基づく新役員が選任されていないので、速やかに新役員の選任を行うこと。 (4)報酬等の支給基準は、評議員会の承認が必要で、その改正にも評議員会の承認が必要だが、規程が不備なので、規程を改めるとともに、評議員会の承認を受けること。 (5)定款、報酬等の支給基準、計算書類、役員名簿及び現況報告書等が、公表(全部又は一部)されていないので、速やかに公表すること。 (6)計算書類等の承認過程に瑕疵があるので、改めて適正な手続きを経た計算書類等の承認を行うこと。 (7)会計基準省令に適合した経理規程となるよう、東社協モデル規程等を参考に全面的に見直しを行うこと。
改善状況報告書提出の有無	有(平成30年3月1日)
是正状況	改善済み